

令和 5 年度当初予算（案） 10 億円（8.2 億円）

## 1. 施策の目的

2021年の出生数は過去最少の約81万人となり、少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあることから、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組」及び「婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組」について、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援・・・に取り組む」とされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

## 2. 施策の内容

### ① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援します。

#### (1) 地域結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2 → 2/3）  
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

#### (2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）  
男性の家事・育児参画促進、子育て支援パスポート、子育て支援情報の「見える化」支援 等

### ② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、自治体が新婚世帯を対象に家賃・引越し費用等を補助する取組を支援します。

- ・一般コース（補助率：1/2）

【対象世帯所得】400万円未満 → 500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：30万円 → 60万円  
夫婦共に30～39歳：30万円

【参考】令和4年度第2次補正予算（概要）90億円

#### ① 地域少子化対策重点推進事業

##### (1) 地域結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2 → 2/3）
- ・重点メニュー（補助率：2/3 → 3/4）

##### (2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）【新規】

##### (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
- ・重点メニュー（補助率：2/3）

#### ② 結婚新生活支援事業

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

※対象世帯所得及び交付上限額は令和5年度当初予算案に同じ。

## 3. 実施主体等

### ① 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

### ② 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等